

# クーリング・オフについて

## ブランドメンバーより製品を購入した場合

### 訪問販売におけるクーリング・オフについて

お客様が、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発送したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。

i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または

ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。

クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入のうえ、本書面の写しを担当ブランドメンバーまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

ご購入契約書 (領収書)			
製品コード	製品名	税率	数量
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	
		%	
税率10%適用分 小計			
税率8%適用分 小計			
合計			
年 月 日 上記金額も、上記製品の代金として徴収いたしました。			
代金お支払い日	年 月 日	代金お支払い方法	
製品引渡日	年 月 日	契約締結日	年 月 日
お客様お名前	様		
ご住所	〒 TEL ( )		
販売員氏名			
会員番号	JA		
連絡先	〒 TEL ( )		

お客様各位

クーリング・オフに関するお知らせ

お客様が訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み（契約）された場合は、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下記参照）により無条件でお申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます）ができ、その効力は書面を発送したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で製品の引き渡しを受け、かつ、代金の全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。

上記の記載にかかわらず、お客様は、販売者による次のいずれかの妨害行為によりクーリング・オフ期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面の受領後8日以内であれば書面により契約を解除することができます。

i) 販売者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることによりお客様が当該告知内容に誤りがあることを信じて誤認をした場合、または

ii) お客様が販売者により威迫されたことにより困惑した場合

お客様は、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された製品の引き取りに関する費用の支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受け取ることができます。④製品を使用、もしくは消費して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。

クーリング・オフによる契約の解除を行使したい場合には、下記の契約解除通知書に必要事項を記入の上、本書面を写したものを担当ブランドメンバーまでご郵送ください（簡易書留が確実です）。同様の内容を記載したものであれば、葉書もしくは封書による書面でもクーリング・オフを行使することができます。

※本通知書は訪問販売または電話勧誘販売による訪問販売に関するものとして発行されています。店頭販売による販売には適用されません。

〒163-1323 東京都新宿区西新宿6-6-1 ニュースキン株式会社  
0120-022-723  
03-6342-0012

※お客様も必ずお読みください

### お問い合わせ先

ニュースキン消費者相談室

フリーダイヤル：0120-022-723

月～金 9：00～17：30（土・日・祝休）

メールでのお問い合わせ

ニュースキンジャパン株式会社

## ブランドメンバー登録をした場合

### 連鎖販売におけるクーリング・オフについて

- A. ブランドメンバーは、次のどちらか遅い方を起算日として20日以内であれば、理由の如何を問わず書面により契約を解除することができます：
- i) 契約情報案内パケット（特定商取引法上の契約の内容を明らかにする書面）を受領した日、または
  - ii) ビジネスポートフォリオの引渡し、あるいはブランドメンバー申請書の提出（オンラインサインアップを含む）後に、製品またはビジネスサポートマテリアル・サービスの購入・受け取りが最初に行われた日
- B. Aの記載にかかわらず、ブランドメンバーは、勧誘者による次のいずれかの妨害行為によりAに定める期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後20日以内であれば書面により契約を解除することができます：
- i) 勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることにより契約者が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
  - ii) ブランドメンバーが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合
- C. AまたはBの解除において、ブランドメンバーが支払った金額のすべてと、消費税が支払われた場合はその消費税分を付加してブランドメンバーに速やかに返金するものとします。
- D. AまたはBの解除の場合、ビジネスポートフォリオ、製品および（または）ビジネスサポートマテリアル・サービスの返送費用はニュースキン社が負担します。
- E. AまたはBの解除の場合、ニュースキン社が損害金や違約金を請求することはありません。
- F. AまたはBの解除は、契約の解除を行う旨を記載した書面をブランドメンバーが発信したときに効力が生じます。

### お問い合わせ先

メンバー専用窓口（4番 解約・返品）  
フリーダイヤル：0120-200-449（固定電話専用）  
TEL：03-4540-7121  
月～金 9：00～17：30（土・日・祝休）  
メールでのお問い合わせ

ニュースキンジャパン株式会社